

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 27 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの
変更等に関する対応方針について
(情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）において、「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられています。

先般成立した改正感染症法案（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号））の国会審議の過程で、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて速やかに検討する」旨の規定が追加されたこと等から、これまで、厚生科学審議会感染症部会等で位置づけのあり方について検討が行われてきました。

本日、感染症部会において「新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけるべき」との意見がとりまとまったことを踏まえ（別紙 1 及び 2：令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」）、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとしました（別紙 3：令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。

なお、位置づけの変更前に、改めて、感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施することとなります。

また、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直すこととしています。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

ます。なお、別途事務連絡にてお知らせしているとおり、本件について、令和5年1月31日（火）15：00～16：00に自治体向け説明会を開催させていただきますのでご承知置き下さい。